

報告第2号

専決処分について

次の事項について、令和7年10月30日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年12月1日提出

春日市長 井 上 澄 和

共同利用施設における長机の破損事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

共同利用施設における長机の破損事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、共同利用施設における長机の破損事故に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和7年10月30日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

春日市若葉台西3丁目4番地1

若葉台西地区自治会

会長 山中 健彦

2 事故の概要

令和7年8月28日(木)午後8時32分頃、春日市若葉台西共同利用施設において市の事業を実施した際、相手方が所有する長机を本市職員が収納していたところ、収納場所に保管されていた他の長机と強く接触したことにより、長机の天板が破損し、相手方に物的損害を与えたものである。

3 損害賠償額

16,500円